

【第1章 はじめに】

修正前

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が~~新型のウイルスに対する~~免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国・地方公共団体・指定公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、~~国全体としての万全の態勢を整備し、~~新型インフルエンザ等対策の

修正後

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しているが、

ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方自治体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の

<p>強化を図るものである。</p>	<p>強化を図るものである。</p>
<p>2 本市における行動計画策定の経緯 【第2段落】</p> <p>しかし、<u>当時の</u>マニュアルは、感染症法の定義にある指定感染症及び新感染症など、当該疾病のまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、新たなマニュアル等の策定が求められていた。</p>	<p>2 本市における行動計画策定の経緯 【第2段落】</p> <p>しかし、<u>当該</u>マニュアルは、感染症法の定義にある指定感染症及び新感染症など、当該疾病のまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、新たなマニュアル等の策定が求められていた。</p>
<p>3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 （2）</p> <p>（2）感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの</p>	<p>3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 （2）</p> <p>（2）感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの <u>（以下「新感染症」という。）</u></p>

【第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針】

修正前	修正後
<p>1 対策の目的及び基本的な戦略 【第2段落】</p> <p>病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、<u>市町村</u>、関係機関が</p>	<p>1 対策の目的及び基本的な戦略 【第2段落】</p> <p>病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、<u>市</u>、関係機関が</p>

<p>相互に連携して対策を講じていく必要がある。</p>	<p>相互に連携して対策を講じていく必要がある。</p>
<p>1 対策の目的及び基本的な戦略 (2)</p> <p>(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。 <u>事業</u> <p><u>継続計画</u>の作成及び実施等により、医療提供業務はじめ市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。</p>	<p>1 対策の目的及び基本的な戦略 (2)</p> <p>(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。 <u>市役所機能維持のため、人員や業務の優先度等を示す業務継続のための計画(以下「業務継続計画」という。)</u> <p><u>の計画</u>の作成及び実施等により、医療提供業務はじめ市民生活及び地域経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。</p>
<p>2 対策の基本的考え方 【前文】</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなら<u>ない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、</u>一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p>従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。</p> <p>政府行動計画及び府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても<u>同様の観点</u>から対策を組み立てることとする。</p>	<p>2 対策の基本的考え方 【前文】</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなら<u>ず、</u></p> <p><u>一つの対策に偏重して</u>準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p>従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。</p> <p>政府行動計画<u>では、科学的知見及び各国の対策も視野に</u>入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても府行動計画に基づき、同様の観点から対策を組み立てることとする。</p>

<p>具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（実際の対策については、「第4章 各発生段階別行動計画」において、発生段階ごとに記載する。）。</p> <p>なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。</p>	<p>具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（実際の対策については、「第4章 各発生段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。）。</p> <p>なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。</p>
<p>2 対策の基本的考え方 (1)</p> <p>(1) 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や本市・企業による業務計画等の策定、近隣市町村との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。</p>	<p>2 対策の基本的考え方 (1)</p> <p>(1) 発生前の段階では、_____医療体制の整備、市民に対する啓発や市による行動_____計画等の策定、近隣自治体との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。</p>
<p>2 対策の基本的考え方 (2)</p> <p>(2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。</p> <p>海外で発生している段階で、市内において万全の体制を構築するためには、我が国が島国という特性を生かし、国や府が行う検疫体制の強化等への協力により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。</p>	<p>2 対策の基本的考え方 (2)</p> <p>(2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、_____対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。</p>

<p>次の点に留意する。</p>	<p>次の点に留意する。</p>
<p>3 対策の留意点 (1) 基本的人権の尊重</p> <p>市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、<u>医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等</u>、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、<u>特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、</u>市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。</p>	<p>3 対策の留意点 (1) 基本的人権の尊重</p> <p>_____新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、<u>医療関係者への医療等の実施の呼びかけ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけ</u>_____、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、_____市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。</p>
<p>3 対策の留意点 (2) 危機管理としての特措法の性格</p> <p>特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、<u>新型インフルエンザや新感染症</u>が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性より、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。</p>	<p>3 対策の留意点 (2) 危機管理としての特措法の性格</p> <p>特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、<u>新型インフルエンザ等</u>_____が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性より、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。</p>
<p>3 対策の留意点 (3) 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>_____市対策本部_____は、府や近隣<u>市町村</u>の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策</p>	<p>3 対策の留意点 (3) 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p><u>寝屋川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）</u>は、府や近隣<u>自治体</u>の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策</p>

<p>を総合的に推進する。</p>	<p>を総合的に推進する。<u>市対策本部長は府対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。</u></p>
<p>4 被害想定 【前文】</p> <p><u>新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。</u></p> <p>政府行動計画及び府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。</p> <p>本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画<u>及び府行動計画</u>の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。</p>	<p>4 被害想定 【前文】</p> <p><u>新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。</u></p> <p>政府行動計画及び府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。</p> <p>本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画_____の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。<u>なお、府行動計画も同様に推計されている。</u></p>
<p>4 被害想定 ※推計表</p> <p>※以下、アジアインフルエンザ並の<u>致死率</u>0.53%の場合による推計</p>	<p>4 被害想定 ※推計表</p> <p>※以下、アジアインフルエンザ並の<u>致命率</u>0.53%の場合による推計</p>
<p>5 社会・経済への影響 （2）</p> <p>ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校_____）</p>	<p>5 社会・経済への影響 （2）</p> <p>ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校<u>（学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校</u>）</p>

<p>・<u>保育施設</u>等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。</p>	<p><u>を指す。以下同じ</u>)、<u>保育所</u>等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。</p>
<p>6 発生段階 【前文】</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。</p> <p>市は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、<u>新型インフルエンザ等緊急事態宣言</u>(以下、「緊急事態宣言」という。)が発出された場合には、対策の内容が変化する。</p>	<p>6 発生段階 【前文】</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。<u>発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて府と協議の上、市において柔軟に判断する。</u></p> <p>市は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、<u>府域において</u>新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下、「緊急事態宣言」という。)が発出された場合には、対策の内容が変化する。</p>
<p>6 発生段階 ※発生段階と想定状況をまとめた表</p> <p><u>府内</u>で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>	<p>※市内発生早期の前後の文を入れ替え、一部記述を修正</p> <p><u>市内</u>で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
<p>6 発生段階 ※発生段階と想定状況をまとめた表</p>	<p>※市内未発生期と市内発生早期の間を斜め線で区切る</p>
<p>7 対策推進のための役割分担 (1) 国の役割</p> <p>・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエ</p>	<p>7 対策推進のための役割分担 (1) 国の役割</p> <p>・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエ</p>

ンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

ンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

7 対策推進のための役割分担 （2）近隣府県及び関西広域連合の役割 【前文】

（2）~~近隣府県及び~~関西広域連合の役割

~~近隣府県及び~~関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。

~~とりわけ~~、関西広域連合が策定予定の行動計画においては、以下の項目について記載されることが期待される。

7 対策推進のための役割分担 （2）近隣府県及び関西広域連合の役割 【前文】

（2） 関西広域連合の役割

 関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。

 関西広域連合が策定予定の行動計画においては、以下の項目について記載されることが期待される。

7 対策推進のための役割分担 (3) 府の役割 黒点4つ目

・ 府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。

7 対策推進のための役割分担 (4) 保健所の役割

・ 保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市や所管内医療機関等と連携して地域における情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。

・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。

・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、地域医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む病院協会所属病院（14 機関）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。

また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

7 対策推進のための役割分担 (3) 府の役割 黒点4つ目

・ 府は、府域に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。

7 対策推進のための役割分担 (4) 保健所の役割

・ 保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市町村や所管内医療機関等と連携して_____情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。

・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。

・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、郡市区医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等を指す。以下同じ。）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市町村、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進する。

また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

切に医療の提供を行う。

② 指定地方公共機関を含む 病院協会所属病院 及び協力医療機関

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

③ 一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。）

市内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

切に医療の提供を行う。

② 指定地方公共機関を含む 地域の中核的医療機関 及び協力医療機関 （休日診療所を含む）

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

③ 一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。）

市内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

④ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急をはじめ適切に歯科医療を提供する。

7 対策推進のための役割分担 （8）登録事業者の役割

・ 特措法第 28 条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は 市民 生活及び 市民 経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

・ 新型インフルエンザ等の発生時には、事業を継続するよう努める。

7 対策推進のための役割分担 （8）登録事業者の役割

・ 特措法第 28 条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は 国民 生活及び 国民 経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

・ 新型インフルエンザ等の発生時には、事業を継続するよう努める。

<p>7 対策推進のための役割分担 (9)</p> <p>(9) 一般の事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う<u>ことが求められる。</u> 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える<u>恐れ</u>のある新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する<u>ことが求められる。</u> 	<p>7 対策推進のための役割分担 (9)</p> <p>(9) 一般の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う<u>よう努める。</u> 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える<u>おそれ</u>のある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する<u>よう努める。</u>
<p>7 対策推進のための役割分担 (10) 黒点1つ目のみ</p> <p>(10) 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・<u>咳エチケット</u>・<u>手洗い</u>・<u>うがい</u> _____ 等の個人的レベルでの感染対策を実践するよう努める。 	<p>7 対策推進のための役割分担 (10) 黒点1つ目のみ</p> <p>(10) 市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・<u>咳エチケット</u>・<u>手洗い</u>・<u>うがい</u>・<u>人ごみを避ける</u>等の個人的レベルでの感染対策を実践するよう努める。

【第3章 市行動計画の主要6項目及び横断的留意点】

修正前	修正後
<p>前文</p> <p><u>本</u>行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び<u>市民</u>経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、</p>	<p>前文</p> <p><u>市</u>行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び<u>地域</u>経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、</p>

次の（１）～（６）の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本章では横断的な留意点について記す。

なお、各対策の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえるとともに、関係者の理解と協力のもと柔軟に対応するものとする。

（１）実施体制

（２）サーベイランス・情報収集

（３）情報共有・提供

（４）予防・まん延防止

（５）医療

（６）_____市民__生活及び市民経済の安定の確保

次の（１）～（６）の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本章では横断的な留意点について記す。

なお、各対策の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえるとともに、関係者の理解と協力のもと柔軟に対応するものとする。

（１）実施体制

（２）情報収集・サーベイランス

（３）情報共有・提供

（４）予防・まん延防止

（５）医療

（６）生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

（１）実施体制

・ ~~市は、~~新型インフルエンザ等が発生する前においては、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議の枠組み

_____を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課等と連携を図りながら、庁内一体となった取り組みを推進する。

・ 庁内各部署においては、国や府、近隣市町村、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

~~・ 本部長は、市内未発生期以降、対策本部会議を主宰し、必要に応じて有識者等の専門的意見を聴取する。~~

（１）実施体制

・ _____新型インフルエンザ等が発生する前においては情報収集に努め、国外でヒト・ヒト感染が確認された場合は、寝屋川市新型インフルエンザ

等対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部署と連携を図りながら、庁内一体となった取り組みを推進する。

・ 関係部署においては、国や府、近隣自治体、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、発生時には、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。

サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

・ 海外で発生した時期から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

・ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

国及び府の要請に応じ適時協力する。

（3）情報共有・提供 ①基本的考え方

ア 情報共有・提供の目的

・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市町村、医療機関、事業者、市民の各々が役割を理解す

（3）情報共有・提供 ①基本的考え方

ア 情報共有・提供の目的

・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市____、医療機関、事業者、市民の各々が役割を理解す

<p>るとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。 <p>イ 情報提供手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外国人、障害者、高齢者</u>といった方々にも分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。 	<p>るとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。 <p>イ 情報提供手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者、障害者、外国人</u>といった方々にも分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。
<p>(3) 情報共有・提供 ②発生前における市民等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。 ・ 特に児童生徒等に対しては、学校・<u>保育施設</u>等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。 	<p>(3) 情報共有・提供 ②発生前における市民等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。 ・ 特に児童生徒等に対しては、学校・<u>保育所</u>等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。 ・ <u>新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前</u>

~~から認識の共有を図ることも重要である。~~

イ 市民の情報収集の利便性向上

・ 市民が容易に情報収集できるよう、全庁の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

（３）情報共有・提供 ④情報提供体制について

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、危機管理室及び保健福祉部の広報担当者を中心とした広報チームを設置し、適時適切に情報を共有する。

~~なお、対策の実施主体となる庁内各部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。~~

イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において住民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

（４）予防・まん延防止 ②主な感染拡大防止策 黒点１つ目

・ 個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

また、市内発生初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健

イ 市民の情報収集の利便性向上

・ 市民が容易に情報収集できるよう、国・府の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

（３）情報共有・提供 ④情報提供体制について

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力し、適時適切に情報を共有する。

イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

（４）予防・まん延防止 ②主な感染拡大防止策 黒点１つ目

・ 個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

また、市内発生初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する受診の勧奨や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健

<p>康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行う。</p>	<p>康観察、外出自粛の呼びかけ等)等の感染症法に基づく措置を行う。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止 ②主な感染拡大防止策 黒点3つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナウイルス等</u>緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛<u>要請を行うとともに、</u>施設の使用制限の<u>要請</u>等を行う。 	<p>(4) 予防・まん延防止 ②主な感染拡大防止策 黒点3つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府域に</u>緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛<u>や</u>施設の使用制限の<u>呼びかけ</u>等を行う。
<p>(4) 予防・まん延防止 ③予防接種</p> <p>ア 特定接種 a 対象 黒点1つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、<u>これら</u>の業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) 	<p>(4) 予防・まん延防止 ③予防接種</p> <p>ア 特定接種 a 対象 黒点1つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ _____登録事業者 _____のうち、<u>一定</u>の業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
<p>(4) 予防・まん延防止 ③予防接種</p> <p>イ 住民に対する予防接種 黒点1、2つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、_____緊急事態宣言が<u>行われて</u>いる場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行う。 ・ 一方、_____緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。 	<p>(4) 予防・まん延防止 ③予防接種</p> <p>イ 住民に対する予防接種 黒点1、2つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、<u>府域に</u>緊急事態宣言が<u>発出されて</u>いる場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行う。 ・ 一方、<u>府域に</u>緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】</p> <p>住民接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類す</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】</p> <p>住民接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類す</p>

るとともに、状況に応じた接種順位とする~~ことを基本とする~~。事前に下記のような基本的考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者や妊婦が具体例）

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者（65歳以上）：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群

接種順位については、新型インフルエンザ__による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、市の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、~~こうした~~以下のような基本的な考え方を踏まえ接種順位を決定する。

るとともに、状況に応じた接種順位とする_____。事前に下記のような基本的考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・ 基礎疾患を有する者

・ 妊婦

② 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で_____、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、_____以下のような基本的な見解を踏まえ_____決定される。

<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】 接種順位の表</p> <p>【市____の将来を守ることに重点を置いた接種順位】</p> <p>【重症化、死亡を可能な限り抑えつつ、市____の将来を守ることに重点を置く接種順位】</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】 接種順位の表</p> <p>【我が国の将来を守ることに重点を置いた接種順位】</p> <p>【重症化、死亡を可能な限り抑えつつ、我が国の将来を守ることに重点を置く接種順位】</p>
<p>(4) 予防・まん延防止 ウ～エ ※全面削除</p> <p>ウ 国または府に対する要請</p> <p>市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国または府に対して必要な協力を依頼する。</p> <p>エ 留意点</p> <p>危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・市民生活・市民経済の状況に応じて市対策本部において総合的に判断し、決定する。</p>	<p>(4) 予防・まん延防止 ウ～エ ※全面削除</p>
<p>(5) 医療 ①基本的考え方 黒点2つ目</p> <p>・ 地域__医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p>	<p>(5) 医療 ①基本的考え方 黒点2つ目</p> <p>・ 地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p>
<p>(5) 医療 ②発生前における医療体制の整備</p> <p>市は、府と連携して、医師会、病院協会 _____ 等と密</p>	<p>(5) 医療 ②発生前における医療体制の整備</p> <p>_____ 府と連携して、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会等と密</p>

接に連携を図りながら、_____市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(5) 医療 ③ 発生時における医療体制の維持・確保

・ 市内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に入院させる。このため、市は保健所と連携して、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

~~・ 府は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や府内患者の濃厚接触者の診療のために、医療機関に依頼して帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。~~

・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性があることから、市は府と連携して、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めるよう要請する。

~~・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。~~

~~・ 市内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置しての診療~~

接に連携を図りながら、休日診療所を含む市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(5) 医療 ③ 発生時における医療体制の維持・確保

・ 市内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等へ受診するよう促し、同時に患者の受入体制を整備する。

・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性があることから、市は府と連携して、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める_____。

~~体制から一般の医療機関での診療体制に切り替える。~~

~~患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、市は保健所と連携して、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策の検討及び在宅療養者への支援体制を整備しておくことが重要である。~~

~~医療分野における対策の推進に当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、府や保健所を通じた連携だけでなく、医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。~~

・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、府や近隣市町村、~~自衛隊~~等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制の確保に努める。

・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、府や近隣自治体_____等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制の確保に努める。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

・ 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、~~各地域での~~流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

・ このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にするため、府、近隣市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、

(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

・ 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、_____流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

・ このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にするため、府、市____、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、

<p>一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。</p>	<p>一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。</p> <p><u>・ 市が行う措置として、具体的には、要援護者への生活支援、円滑な埋火葬体制の整備、食料品や生活必需品等の備蓄等が挙げられる。</u></p>
-------------------------------------	--

【第4章 各発生段階における対策】 1. 未発定期

修正前	修正後
<p>【対策の考え方】</p> <p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、<u>本</u>行動計画等を踏まえ、国、近隣<u>市町村</u>、<u>関連</u>団体等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市<u>全体</u>での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。 	<p>【対策の考え方】</p> <p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、<u>市</u>行動計画等を踏まえ、国、近隣<u>自治体</u>、<u>関係</u>団体等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市<u>民</u>全体での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 行動計画<u>等</u>の策定</p> <p><u>市は</u>、特措法特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画<u>又は業務計画</u>の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>② 体制の整備及び連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の取組体制を整備・強化するため、<u>寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議</u>において、初動対応体制の確立や情報共有<u>_____</u>、発生時に備える。 	<p>(1) 実施体制</p> <p>① 行動計画<u>_____</u>の策定</p> <p><u>_____</u>特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画<u>_____</u>の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>② 体制の整備及び連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の取組体制を整備・強化するため、<u>庁内会議_____</u>において、初動対応体制の確立や情報共有<u>_____</u><u>はかり</u>、発生時に備える。

<p>また、<u>各課</u>において業務継続計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、府や指定地方公共機関と<u>相互に</u>連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、警察、<u>消防機関等</u>と連携を強化する。 	<p>また、<u>各部局</u>において業務継続計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____府や指定地方公共機関と_____連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ・ _____新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、警察、<u>消防本部</u>と連携を強化する。
<p>(2) サーベイランス・情報収集 ※②は全面書き換え</p> <p>① 情報収集</p> <p>市は、府、厚生労働省、国立感染症研究所、WHOなど、国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。</p> <p>② インフルエンザ<u> </u>に関する通常のサーベイランス</p> <p><u>市は、新型インフルエンザ等の感染状況を把握するため、国や府のサーベイランスについて適宜協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校サーベイランス</u> <p><u>市は、府が実施する、市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）の調査に協力する。</u></p>	<p>(2) 情報収集・サーベイランス ※②は全面書き換え</p> <p>① 情報収集</p> <p>_____厚生労働省、国立感染症研究所、<u>府</u>など、国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。</p> <p>② インフルエンザ<u>等</u>に関する通常のサーベイランス</p> <p><u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u></p>
<p>(3) 情報共有・提供 ①継続的な情報提供</p> <p>イ マスク着用～</p> <p>マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい _____等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人感染対策の普及を図る。</p>	<p>(3) 情報共有・提供 ①継続的な情報提供</p> <p>イ マスク着用～</p> <p>マスク着用、<u>咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける</u>等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人感染対策の普及を図る。</p>
<p>(3) 情報共有・提供 ②体制整備等</p> <p>イ 一元的な情報提供を～</p>	<p>(3) 情報共有・提供 ②体制整備等</p> <p>イ 一元的な情報提供を～</p>

<p>イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危機管理室、保健福祉部を中心としたチームの設置の検討</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等 ・ 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整 	<p>イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力した情報提供体制の検討</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 適時適切な情報共有方法の検討等 ・ 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整
<p>(3) 情報共有・提供 ②体制整備等</p> <p>エ 地域における対策の～</p> <p>エ 地域における対策の現場となる近隣<u>市町村</u>や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p>	<p>(3) 情報共有・提供 ②体制整備等</p> <p>エ 地域における対策の～</p> <p>エ _____ 近隣<u>自治体</u>や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止 ①対策実施のための準備</p> <p>ア 個人における対策の普及</p> <p>市、学校・<u>保育施設</u>、福祉施設、<u>事業者</u>等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。</p> <p>a 基本的な感染予防対策<u>例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用 ・ <u>手洗い</u> ・ <u>うがい</u> 	<p>(4) 予防・まん延防止 ①対策実施のための準備</p> <p>ア 個人における対策の普及</p> <p>市、学校、<u>保育所</u>、福祉施設、<u>事業所</u>等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。</p> <p>a 基本的な感染予防対策<u>_____</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用 ・ <u>咳エチケット</u> ・ <u>手洗い</u>

・ 人混みを避ける

・ 咳エチケット 等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・ 感染を広げないように不要 な外出を控える。
- ・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。

イ 緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛要請等の感染対策について、市民の理解促進を図る。

・ うがい

・ 人ごみを避ける 等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策

- ・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。

イ 府域で緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛 等の感染対策について、市民の理解促進を図る。

(4) 予防・まん延防止 ③予防接種

ア 特定接種

- ・ ~~市は、~~厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・ ~~市は、~~特定接種の対象となる~~市~~職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

イ 住民に対する予防接種

- ・ ~~市は、~~国及び府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。

- ・ ~~市は、~~円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府は 、技術的な支援を行う。

- ・ ~~市は、~~速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、

(4) 予防・まん延防止 ③予防接種

ア 特定接種

- ・ 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・ 特定接種の対象となる 職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

イ 市民に対する予防接種

- ・ 国及び府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。

- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府から、技術的な支援を受ける。

- ・ 速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、

<p>接種の場所、接種の時期の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p>	<p>接種の場所、接種の時期の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p>
<p>(5) 医療 ①市内感染期に備えた医療の確保</p> <p>保健所を通じ、臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。</p>	<p>(5) 医療 ①市内感染期に備えた医療の確保</p> <p>保健所を通じ、臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>休日診療所にて、帰国者・接触者外来を設置できるように検討を行う。</u> ・ <u>府内で罹患者が発生した際の搬送体制の確保に協力する。</u>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 業務計画等の策定</p> <p>市は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や一部業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。</p> <p>② 要援護者への生活支援</p> <p>市は、府内感染期における 高齢者、障害者などの要援護者への生活支援 (見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともに <u>その具体的手続きを決めておく。</u></p> <p>③ 火葬能力等の把握</p> <p>市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための</p>	<p>(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p> <p>① 要援護者への生活支援</p> <p><u>府内感染期における</u> <u>要援護者への生活支援</u> <u>、搬送、死亡時の対応等</u> <u>について、府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。</u></p> <p>② 火葬能力等の把握</p> <p><u>国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための</u></p>

<p>体制を整備する。</p> <p>④ 物資 及び資材 の備蓄等</p> <p>市は、 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な 医薬品その他の 物資 及び資材 を備蓄等し、または施設及び設備等を整備する。</p>	<p>体制を整備する。</p> <p>③ 物資 _____ の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な _____ 物資 _____ を備蓄する。 ・ <u>食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討を行う。</u>
--	--

2. 市内未発生期

修正前	修正後
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報を得られない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を取る。 ・ 対策の判断に役立てるため、国や府と連携し、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 府内で発生した場合には早期に発見できるように府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・ 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生 	<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報を得られない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を取る。 ・ <u>政府対策本部が、府域に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。</u> ・ 対策の判断に役立てるため、国や府と連携し、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・ 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生

活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制 ※①の黒点1つ目以外はほぼ全面書き換え

① 寝屋川市災害対策本部の設置の準備

・ ~~市は、~~海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理室と保健福祉部が緊急協議を行い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。

・ ~~市は、~~府が _____ 新型インフルエンザ等対策本部の設置を公表したときは、寝屋川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置の準備を進める。

~~市は、府行動計画に基づき決定された、府内未発生期の基本的対処方針に基づき、市の対応を協議するため、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議を開催する。~~

~~市は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等もしくはそれ以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。~~

・ ~~市は、~~保健所が開催する対策会議に参加し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。

活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制 ※①の黒点1つ目以外はほぼ全面書き換え

① 市対策本部の設置 _____

・ _____ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、庁内会議 _____ を行い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。

・ _____ 府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、 _____ 市対策本部 を設置する。

・ _____ 保健所が開催する対策会議に参加し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。

② 緊急事態宣言の発出

・ 緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。</u> ・ <u>区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。</u> <p>③ 府対策本部との連携</p> <p>府対策本部が設置された場合は、適切に連携できるよう体制を整える。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> <p>＜府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置＞</p> <p>府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、<u>上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき</u>、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>① 市対策本部の設置</p> <p>市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。</p> </div>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>②サーベイランス体制の強化 ※全面書き換え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市は、新型インフルエンザ等の感染状況を把握するため、国や府のサーベイランスについて適宜協力する。</u> ・ <u>市は、国や府が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。</u> 	<p>(2) 情報収集・サーベイランス</p> <p>②サーベイランス体制の強化 ※全面書き換え</p> <p><u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u></p>
<p>(3) 情報共有・提供 ①情報提供</p> <p>ア 市は、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、<u>府内</u>で発生した場合に必要な対策等 	<p>(3) 情報共有・提供 ①情報提供</p> <p>ア _____市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、<u>市内</u>で発生した場合に必要な対策等

<p>(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。 ・ 直接提供：<u>府</u>ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。 <p>イ <u>市は、広報担当者を中心としたチームを設置し</u>、情報の集約・管理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>ウ 市は、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合は、適切に情報を提供できるよう、随時調整する。</p>	<p>(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。 ・ 直接提供：<u>市</u>ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。 <p>イ <u>広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力し</u>、情報の集約・管理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>ウ _____対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合は、適切に情報を提供できるよう、随時調整する。</p>
<p>(3) 情報共有・提供 ②～④</p>	<p>※②と③は入れ替えて記述、④は新規追記。</p>
<p><u>③ 情報共有</u></p> <p>市は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、庁内各部と共有する。</p>	<p><u>② 情報共有</u></p> <p>_____国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、庁内各部と共有する。</p>
<p><u>② コールセンター等の設置</u></p> <p>府からの要請に基づき、市は、国や府が作成・配布したQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、<u>住民</u>からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。</p>	<p><u>③ コールセンター等の設置</u></p> <p>府からの要請に基づき、_____国や府が作成、配布したQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、<u>市民</u>からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。</p>
	<p><u>④ 帰国者・接触者相談センターの周知</u></p> <p><u>新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</u></p>
<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p>
<p>① 市内での感染拡大防止策の準備</p> <p>未発生期に引き続き、マスク着用・<u>咳エチケット</u>・<u>手洗い</u>・<u>うがい</u>、人ご</p>	<p>① 市内での感染拡大防止策の準備</p> <p>未発生期に引き続き、マスク着用、<u>咳エチケット</u>、<u>手洗い</u>、<u>うがい</u>、人ご</p>

みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

② 感染症危険情報の発出等

~~市は、~~府が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

~~③ 水際対策~~

~~海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国及び府の対策における協力要請に応じ、適宜協力する。~~

④ 予防接種

~~ア~~ワクチンの接種

- ・ 特定接種

~~市は、~~国及び府の基本的対処方針を踏まえ、国や府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

- ・ 住民に対する予防接種

~~市は、~~あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療 ②医療体制の整備

- ・ 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。
- ・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

② 感染症危険情報の発出等

国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

③ 予防接種

ワクチンの接種

- ・ 特定接種

国 の基本的対処方針を踏まえ、国や府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

- ・ 市民に対する予防接種

あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療 ②医療体制の整備

- ・ 引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。
- ・ 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。
- ・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

~~市は、~~市内の**事業者**に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

② 遺体への対応の検討

~~市は、~~火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

③ 市民・事業者への呼びかけ

・ ~~市は、~~市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

・ ~~市は、~~市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、府と連携しその具体的対応の準備を行う。

② 事業所の対応

市内の**事業所**に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう呼びかける。

③ 遺体への対応の検討

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

④ 市民・事業者への呼びかけ

・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

・ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。

3. 市内発生早期

修正前	修正後
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</u> ・ <u>府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、市内に影響を及ぼしうると想定される状態。</u> 	<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、市内に影響を及ぼしうると想定される状態。</u> ・ <u>市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</u>
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大そのものを抑えるのは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・ 政府対策本部が、府に対し新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・ 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・ 市内感染期への以降に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備など、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 	<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大そのものを抑えるのは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・ 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・ _____市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・ 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定 _____のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民</u> 接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民への</u> 接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
<p>(1) 実施体制</p> <p>④ 市対策本部の設置</p> <p>市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。</p>	<p>※②と③は削除、①と④は入れ替えて記述。</p> <p>① 市対策本部の設置</p> <p>府域に緊急事態宣言が発出され、市対策本部が設置されていない場合は、速やかに _____ 設置する。</p>
<p>② 緊急事態宣言の発出</p> <p>・ 緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。</p> <p>・ 緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。</p> <p>・ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。</p> <p>・ 府が発生区域に指定された場合は、特定都道府県知事の権限を適切に行使する。</p> <p>③ 政府現地対策本部</p> <p>府内に政府現地対策本部が設置された場合は、適切に連携ができるよう体制を整える。</p>	
<p>① 発生段階の変更</p> <p>市は、市対策本部会議を設置し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</p>	<p>② 発生段階の変更</p> <p>_____ 市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</p>

<p>(2) サーベイランス・情報収集 ②サーベイランス体制の強化</p> <p>市は、<u>新型インフルエンザ等の感染状況を把握するため</u>、国や府の<u>サーベイランス</u>について<u>適宜</u>協力する。</p>	<p>(2) サーベイランス・情報収集 ②サーベイランス体制の強化</p> <p>_____ 国及び府の<u>要請</u>に応じ<u>適時</u>協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供 ウ～カ ※ウは削除</p> <p>ウ 市は、<u>学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策</u>についての<u>情報を適切に提供する</u>。</p> <p>エ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣<u>市町村</u>や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。</p> <p>オ 市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。</p> <p>カ 市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。</p>	<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供 ウ～カ ※ウは削除</p> <p>ウ _____ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣<u>自治体</u>や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。</p> <p>エ _____ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。</p> <p>オ _____ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有 ②情報共有</p> <p>市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、<u>庁内各部</u>においても共有する。</p>	<p>(3) 情報提供・共有 ②情報共有</p> <p>市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、<u>関係部局</u>においても共有する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止 ①市内での感染拡大防止策</p> <p>ア 市は、<u>府と協力して、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等</u>に対して<u>次の要請を行う</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民、福祉施設、事業所等</u>に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。 	<p>(4) 予防・まん延防止 ①市内での感染拡大防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>引き続き</u> _____、マスク着用、<u>咳エチケット</u>、<u>手洗い</u>、<u>うがい</u>、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。

<p>え、<u> </u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が<u>講じられる。</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>住民</u>接種</p> <p>市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>	<p>え、<u>国</u>の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が<u>府によって講じられ、また市によって講じる。</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>予防</u>接種</p> <p>市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>
<p>（5）医療 ①市内未発生期に引き続いての医療体制の整備</p> <p><u> </u> 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u> </u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が <u> </u> 講じられる。</p> <p>（本文略）</p>	<p>（5）医療 ①市内未発生期に引き続いての医療体制の整備</p> <p><u> </u> <u>引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。</u></p> <p><u> </u> 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u>国</u>の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が<u>府によって</u> 講じられる。</p> <p>（本文略）</p>
<p>（6）市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p><u>① 事業者</u>の対応</p> <p>市は、市内の<u>事業者</u>に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場</p>	<p>（6）生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p> <p><u>① 要援護者への生活支援</u></p> <p><u>府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して支援を行う。</u></p> <p><u>② 事業所</u>の対応</p> <p><u> </u>市内の<u>事業所</u>に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場</p>

における感染予防策を開始するよう要請する。

② 市民や事業者への呼びかけ

~~市は、~~市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が講じられる。

①～⑤、⑦ 【略】

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

における感染予防策を開始するよう呼びかける。

③ 埋火葬の対応

死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を開始する。

④ 市民や事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の実施を行う。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府等によって講じられ、また市によって講じる。

①～⑤、⑦ 【略】

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、府と協力して市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4. 市内感染期

修正前	修正後
<p>【目的】 黒点3つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活・<u>市民</u>経済への影響を最小限に抑える。 	<p>【対策の目的】 黒点3つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活・<u>地域</u>経済への影響を最小限に抑える。
<p>【対策の考え方】 黒点6, 7つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・<u>市民</u>経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 <u>医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</u> 	<p>【対策の考え方】 黒点6, 7つ目</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・<u>地域</u>経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 <u>市内発生早期に引き続き、市民への接種を進めていく。</u>
<p>(1) 実施体制 ①発生段階の変更</p> <p>市は、市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置> 府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>① 市対策本部の設置 市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。</p> <p>② 他の地方公共団体による代行、応援等 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。</p>	<p>(1) 実施体制 ①発生段階の変更</p> <p><u>市は、</u>市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置> 府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、<u>上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</u></p> <p>① 他の地方公共団体による代行、応援等 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。</p>

<p>(2) サーベイランス・情報収集 ②サーベイランス</p> <p>※全面書き換え</p> <p>市は、<u>新型インフルエンザ等の感染状況を把握するため、国や府のサーベイランスについて適宜協力する。</u></p>	<p>(2) 情報収集・サーベイランス ②サーベイランス</p> <p>※全面書き換え</p> <p>国及び府の要請に応じ適時協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供 ウ～カ ※ウは削除</p> <p>ウ 市は、学校・保育施設等や事業所での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。</p> <p>エ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。</p> <p>オ 市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。</p> <p>カ 市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。</p>	<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供 ウ～カ ※ウは削除</p> <p>ウ _____市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。</p> <p>エ _____市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。</p> <p>オ _____患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。</p>
<p>(3) 情報共有・提供 ②情報共有</p> <p>市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、<u>庁内各部</u>においても共有する。</p>	<p>(3) 情報共有・提供 ②情報共有</p> <p>市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、<u>関係部局</u>においても共有する。</p>

(4) 予防・まん延防止 ①市内での感染拡大防止策

ア 市は、府と協力して、業界団体などを経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。
- ・ ~~事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。~~
- ・ ~~公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。~~
- ・ ~~市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。~~

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置が講じられる。

(本文略)

(5) 医療 ②在宅療養者への支援

~~市は、~~国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移

(4) 予防・まん延防止 ①市内での感染拡大防止策

- ・ 引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって講じられ、また市によって講じる。

(本文略)

(5) 医療 ②在宅療養者への支援

_____国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援_____

~~送~~や自宅で死亡した患者への対応 を行う。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が講じられる。

(本文略)

や自宅で死亡した患者への対応 に努める。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(本文略)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

~~市は、事業者~~に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう 要請する。

② 市民・事業者への呼びかけ

~~市は、~~市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう 要請する。

(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して引き続き支援を行う。

② 事業所の対応

市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう 呼びかける。

③ 埋火葬の対応

- 死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を進める。
- 一時的に遺体を安置できる施設等を拡充する。
- 墓地埋葬法の特例に基づく、埋火葬に係る手続きを行う。

④ 市民や事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう 適切な措置を講じる。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が講じられる。

①、④、⑥、⑧ 【略】

② ガス並びに水の安定供給

市内発生早期の記載を参照 (P. 39)

③ 運送の確保

市内発生早期の記載を参照 (P. 39)

⑤ 緊急物資の運送等

市内発生早期の記載を参照 (P. 40)

⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の実施を行う。また、その他必要と思われる支援を随時行う。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府等によって講じられ、また市によって講じる。

①、④、⑥、⑧ 【略】

② ガス並びに水の安定供給

・ ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市、水道企業団等は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

③ 運送の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

⑤ 緊急物資の運送等

・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれその行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑨ 犯罪の予防・取締り

市内発生早期の記載を参照 (P. 40)

⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑨ 犯罪の予防・取締り

府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、火葬場_____に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ・ 府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。

⑪ 新型インフルエンザ等に関する中小企業向け融資

- ・ **市**は、新型インフルエンザ等の影響により売上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。

（参考：政府**系**金融機関**__**における措置）

（本文略）

- ・ 府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。

⑪ 新型インフルエンザ等に関する中小企業向け融資

- ・ **府**は、新型インフルエンザ等の影響により売上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。

（参考：政府**関係**金融機関**等**における措置）

（本文略）

5. 小康期

修正前

【目的】

市民生活・**市民**経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】 黒点4つ目

- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、**住民**接種を進める。

（1）実施体制 ・ 市対策本部の廃止

__緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。

修正後

【対策の目的】

市民生活・**地域**経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】 黒点4つ目

- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、**引き続き市民への**接種を進める。

（1）実施体制 ・ 市対策本部の廃止

府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。

<p>(2) サーベイランス・情報収集 ②サーベイランス</p> <p>※全面書き換え</p> <p>市は、<u>新型インフルエンザ等の感染状況を把握するため、国や府のサーベイランスについて適宜協力する。</u></p>	<p>(2) サーベイランス・情報収集 ②サーベイランス</p> <p>※全面書き換え</p> <p><u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u></p>
<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・<u>期間</u>を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・ 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、近隣<u>市町村</u>や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 	<p>(3) 情報提供・共有 ①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・<u>機関</u>を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・ _____ 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、近隣<u>自治体</u>や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u>_____</u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策<u>が講じられる。</u></p> <p>(本文略)</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u>国の</u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策<u>を講じる。</u></p> <p>(本文略)</p>
<p>(5) 医療 ※本文は全面書き換え</p> <p>・ <u>市は、国や府、保健所等と連携し、医療体制を新型インフルエンザ等発生前の体制に戻す。</u></p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u>国の</u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策<u>が講じられる。</u></p>	<p>(5) 医療 ※本文は全面書き換え</p> <p>・ <u>流行の第二波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。</u></p> <p><府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置></p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、<u>国の</u> 基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策<u>を講じる。</u></p>

必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼びかけ

市は必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、必要に応じ、以下の対策が講じられる。

必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じてふと連携して引き続き支援を行う。

② 事業所の対応

流行の第二波に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。

③ 埋火葬の対応

引き続き埋火葬体制の整備を行う。

④ 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を引き続き行う。また、その他必要と思われる支援も必要に応じて続ける。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって

①、③ 【略】

② 新型インフルエンザに関する中小企業向け融資
市内感染期の記載を参照 (P. 47)

講じられ、また市によって講じる。

①、③ 【略】

② 新型インフルエンザに関する中小企業向け融資

府は、新型インフルエンザ等の影響により売上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。